

若者の水難救済ボランティア教室

若者の水難救済ボランティア教室は、平成十三年度から日本財団の助成金を受けて毎年継続して実施しています。

平成十七年度で五年目を迎える水難救済会の事業としてすっかり定着した感があり、(株)新学社の家庭向け教育誌「ぽびとぴあ」の本年三月号のなかで紹介される予定です。

青少年に対するこのような活動は、その成果がすぐに現れるものでもなく、息の長い取り組みが必要ですが、継続して実施していくことで、ゆくゆくは海難事故の減少やボランティア救助員の増加につながっていきますので、本事業の主旨であります水難救済会の活動状況や水難救済ボランタリーや思想の啓蒙などを盛り込んだ積極的な活動をお願いします。

十七年度の各地の開催状況は、報告があつたもので、昨年十月末までに三十二教室が開催され、参加した生徒数は三、六二一人と

なっています。各地でいろいろ工夫を凝らして取り組んでいる一端を紹介します。

新潟県水難救済会では県の教育厅に協力を依頼して成果をあげています。

昨年の二月頃、県教育厅保険体育課長あてに発出した協力依頼文書は次のようなものです。

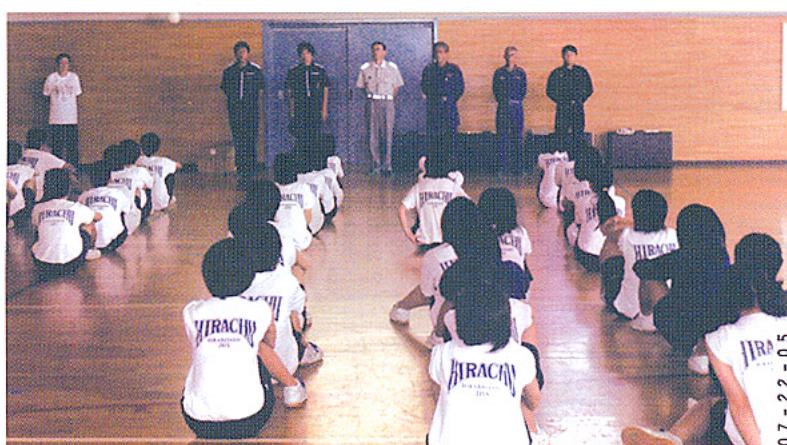
「若者のボランティア教室の開催について（お願い）謹啓 厳寒の候ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。標記教室は社団法人日本水難救済会が日本財団の助成事業として、青少年に対する水難救済思想の普及のため、小・中学生を対象に水泳・磯釣り等のレジャーにおける水難事故防止及び心肺蘇生法等の救急技術習得のため開催しています。本年度は、貴課のご支援を戴き別紙のとおり実施することができます。」

申し上げるとともに、厚く御礼申し上げます。

全国の都道府県においても別添の「すいきゅうニュース」内で「若者のボランティア教室」の開催状況として報告しておりますことから、平成十七年度も、本年と同様、

本教室を実施いたします。つきましては、資料参照の上、日本水難救済会の準備する

ビデオ、テキスト等の資料を活用して水難事故防止受講についての協力、小・中学校の紹介につきご支援を賜りたくお願い申し上げま



新潟県神林村立平林小学校
平成17年7月22日、中学生49名

このような協力依頼文書に対し、県教育府保険体育課から各市町村の教育委員会にて開催希望の照会が出され、各市町村の小・中学校から多くの開催依頼が寄せられ、成果が挙がっていますので参考にして頂けたらと思います。



北海道立洞爺少年自然の家
平成17年4月30日、中学生59名



鹿児島県国立少年自然の家
平成17年7月30日、小中学生36名

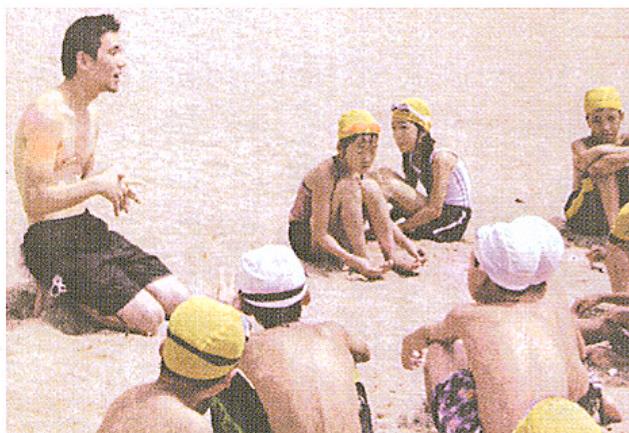
北海道漁船海難防止・水難救済センターでは、道立洞爺少年自然の家の協力を得て、室蘭海上保安部の海上保安官を講師に招き、平成十七年四月十三日に同少年自然の家で、

北海道漁船海難防止・水難救済センターでも平成十七年七月三十日に国立大隅少年自然の家の協力を得て、第十管区海上保安本部救難課と巡視船さつまの海上保安官を講師に招き、「水難事故について」、「心肺蘇生法」、「水上安全法・救助法」をテーマに教室を開催しました。

年七月三十日にも国立日高少年自然の家で（社）北海道漁船海難防止・水難救済センター職員を講師に心肺蘇生法をテーマとした教室を開催しました。

京都府水難救済会では、地元の三つの小学校に直接案内状を出し、平成十七年七月二十三、二十四日と八月六日に舞鶴市神崎海水浴場で教室を開催しました。

舞鶴海上保安部の海上保安官を講師に、ライフセービングクラブのライフセーバーを指導員に招いて、安全意識と自己責任意識を啓発し、海浜事故の防止を図るとともに、海浜事故が発生した場合の対応方法の習得、水難救済ボランティア活動思想の普及啓発を目的に、「海を知り水難救済ボランティアになろう」、「救急蘇生法」、「ペットボトルや水筒、長靴、クーラーボックスタなど身近な物を利用した救助方法」などの講習が行われました。



舞鶴市神崎海水浴場
平成17年7月23日、小学生66名